

滋賀県 令和2年度
文化芸術公演支援事業
申請要項

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大予防ガイドラインを遵守して文化芸術公演を実施する利用者に対し、支援することを目的とします。

申請期間

令和2年11月13日（金）～令和3年3月3日（水）

- ※ 予算の上限に達した時点で、受付を終了します。
- ※ 対象は、令和2年10月10日（土）から令和3年3月28日（日）の間に実施する文化芸術公演等とします。
- ※ 令和3年3月1日（月）から3月28日（日）の間に実施する公演は、公演実施前に申請いただくこととなりますので、ご注意ください。

申請等の問い合わせ

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団

「文化芸術公演支援事業」事務局（以下「事務局」といいます。）

TEL：077-523-7133

E-mail：e-support@biwako-arts.or.jp

営業時間：9:00～12:00／13:00～17:00（毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日を除く）

- ※ 本事業は滋賀県からの委託に基づき実施している事業です。
- ※ 本申請要項および補助金交付要綱をご覧ください、その上でご不明な点があれば、お問い合わせください。

I 申請にあたって（注意点）

本補助金に係る注意点を以下のとおりご案内いたします。必ずご確認、ご理解いただいたうえで申請をお願いいたします。

(1) 趣旨をご理解いただいたうえで申請してください。

「文化芸術公演支援事業」は、滋賀県が定めた条件に該当する文化芸術公演の施設使用料に対して、1/2の補助率で補助金を交付するものです。

感染症防止対策を実施しながら実施する文化芸術公演事業に対し補助金を交付することで、感染拡大予防ガイドラインを遵守して文化芸術公演を実施する利用者に対し、支援することを目的とします。

使用用途を定めていない給付金とは性質が異なるものですのでご注意ください。

(2) 補助対象として認められるのは、以下の期間にかかる個人または団体、事業、経費のみとなります。詳細はP.3「II 事業概要」をご覧ください。

対象者	・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会）に則った感染拡大防止対策を徹底し公演を実施する者
対象施設	・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設 ・固定された座席、舞台・ステージを設置している施設 ・一般的に利用される施設 ・収容人数100人規模以上である施設 ※別紙「対象施設一覧表」のとおり
対象公演等	・舞台を使用して実施する文化芸術（文化芸術基本法第8～12条に規定されているものに限る）公演および当該公演に伴う練習 ・「劇場音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会）に則った感染拡大防止対策を徹底し実施する公演 ・令和2年10月10日（土）から令和3年3月28日（日）に実施する公演 ※施設の主催事業は除く。 ※自治体の主催事業(委託事業含む)は除く。
対象経費	施設使用料（付帯設備利用料は除く。）

(3) 補助金交付決定額・補助金確定額は、審査の結果、補助金交付申請書で申請された額より減額されることがあります。

補助金交付申請書は、提出された後、事務局による審査にかかります。事業内容に対し対象経費として挙げられた経費が適当に申請・使用されているか審査され、適当でないと判断された経費があった場合は、申請者への確認後、対象外経費としてみなされ、交付決定通知にて、申請された額よりも減額された額が通知されることとなります。

また、(2)において対象経費と定めた経費以外の経費は、対象外経費として判断されます。

- (4) 補助事業関係書類は、事業終了後令和7年度まで5年間保管する必要があります。

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証憑書類等を事業終了後、令和7年度まで5年間保存する必要があります。また、交付金にかかる予算執行の適正を期するために、必要があるときは県等から報告を求めたり、現地確認を行うことがあります。

滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)および文化芸術公演支援事業補助金交付要綱(令和2年11月2日施行)に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

- (5) その他の施設使用料金補助金・助成金、減免との併用について

国・市町村等の補助金や助成金の支出または減免を受けている公演等の申請についても併用して申請いただけます。但し、重複する施設使用料については併用していただけません。

※「未来へつなぐしが文化活動応援事業」(県補助金)を併用申請される場合、施設使用料については、重複できません。

- (6) 個人情報の提供範囲・使用目的

事務局に提出された個人情報は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団および滋賀県にも提供されます。当該個人情報は、以下の目的の範囲で使用します。

- ・補助事業の適正な執行のために必要な連絡
- ・事業活動状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査を含む)
- ・その他補助事業の遂行

- (7) その他

申請・補助事業に関し、本募集案内やウェブサイト等の案内に記載のない細部の事項については、事務局の指示によるものとします。

II 事業概要

1 趣旨

感染拡大予防ガイドラインを遵守して文化芸術公演を実施する利用者に対し、支援することを目的とします。

2 補助の対象となる期間

対象となる文化芸術公演は、令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)の間に実施するものとします。

※ 令和2年10月9日(金)以前に完了している公演は対象外とします。

3 補助の対象となる者

補助の対象となる者は、次に該当する者(団体を含む)とします。

- ・ 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会)に則った感染拡大防止対策を徹底し公演を実施する者

4 補助の対象となる施設

補助の対象となる施設は、次のア～エのすべてに該当する施設とします。

- ア 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設
- イ 固定された座席、舞台・ステージを設置している施設
- ウ 一般的に利用される施設
- エ 収容人数100人規模以上である施設

※対象施設は別紙「対象施設一覧表」のとおり

5 補助の対象となる公演等

補助の対象となる公演等は、次のア～ウのすべてに該当する公演等とします。

- ア 舞台を使用して実施する文化芸術(文化芸術基本法第8～12条に規定されているものに限る)公演および当該公演に伴う練習
- イ 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和2年9月18日(公社)全国公立文化施設協会策定)に則った感染拡大防止対策を徹底し、実施する公演
- ウ 令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)に実施する公演および当該公演に伴う練習

※施設の主催事業は除きます。

※自治体の主催事業(委託事業含む)は除きます。

6 補助対象となる文化活動分野

対象となる文化芸術公演の分野は、文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された下記分野とします。

- ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（同法第8条関係）
 - イ 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（同法第9条関係）
 - ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来伝統的な芸能（同法第10条関係）
 - エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（同法第11条関係）
 - オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）および国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）（同法第12条関係）
- ※ 飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外とします。
※ 舞台を使用して実施する公演に限ります。

7 補助金の額

補助金の額は、施設使用料に1/2の補助率を乗じて得た額を限度とします。

- ※ 補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

8 補助対象経費・対象外経費

補助対象となる経費は、令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)までに実施した公演等において発生した施設使用料とします。

- ※ 付帯設備利用料金は除きます。
- ※ 令和2年10月9日以前に実施した公演等については、令和2年10月10日以降に申請が行われたとしても対象外です。

Ⅲ 申請概要

1 申請期間

令和2年11月13日(金)～令和3年3月3日(水)

- ※ 対象は、令和2年10月10日(土)から令和3年3月28日(日)の間に実施する文化芸術公演等とします。
公演を実施する前に申請する場合および3月1日(月)～3月28日(日)に公演を

実施する場合には、2月28日（日）までに事前申請してください。
※ 予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

2 申請書類

下記のすべての書類を作成し、提出期限までに提出してください。

【令和3年2月28日までに公演を実施する場合】

■事前申請（公演を実施する前に申請する場合） 申請期限：令和3年2月28日

※申請期限までの申請であっても、公演を実施した後に申請する場合は事後申請になります。

- ① 補助金交付申請書：様式1
※ 交付決定（支払予定）額はいただいた申請書類を確認した後に通知します。交付決定額は交付する補助金の上限額です。
※ 国・市町村等補助金や減免等、別途施設使用料に関する補助を受けている場合は記載してください。
- ② 誓約書（別紙1）
- ③ 通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードのコピー（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のすべてが確認できるもの）
- ④ 他の機関からの補助金や減免等を受けている場合、その要項等内容がわかるもの
- ⑤ 施設を使用することがわかる書類（施設使用承認書 等）
- ⑥ 施設使用料がわかる書類（明細書 等）
- ⑦ 感染拡大予防チェックリスト（別紙2）
- ⑧ 公演の概要がわかる書類（公演のチラシ等）

■事後申請（公演を実施した後に申請する場合） 申請期限：令和3年3月3日

※申請期限までの申請であっても、公演を実施する前に申請する場合は事前申請になります。

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書：様式7
- ②～④ 上記の事前申請と同じ
- ⑤ 施設を使用したことがわかる書類（施設使用承認書 等）
- ⑥ 施設使用料がわかる書類（領収書および明細書 等）
- ⑦・⑧ 上記の事前申請と同じ

【令和3年3月1日から3月28日までに公演を実施する場合】

■事前申請 申請期限：令和3年2月28日

- ① 補助金交付申請書：様式1
- ②～⑧ 上記の 事前申請と同じ

※ 申請は郵送でのみ受け付けます。

※ ①、②については入力後印刷し、代表印を押印のうえ、原本を郵送してください。

3 提出期限・方法

(1) 提出期限

申請書：令和2年11月13日（金）～令和3年3月3日（水）

- ※ ただし、公演を実施する前に申請する場合および令和3年3月1日（月）～3月28日（日）に実施する公演の申請書提出期限は2月28日（日）となります。
- ※ 申請は郵送でのみ受け付けます。メール、FAXによる受付は行っておりません。
- ※ 郵便物は、「文化芸術公演支援事業申請書（実績報告書）在中」と朱書きの上、「簡易書留」で提出してください。

(2) 書類の提出先、事業に関する問合せ先

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 「文化芸術公演支援事業」事務局

TEL：077-523-7133

E-mail：e-support@biwako-arts.or.jp（メールは問合せのみ受け付けます。）

※ 申請は郵送でのみ受け付けます。

※ 電子メールでの問合せの場合、以下の項目をメール本文に記載してください。

（メール本文に記載する項目）

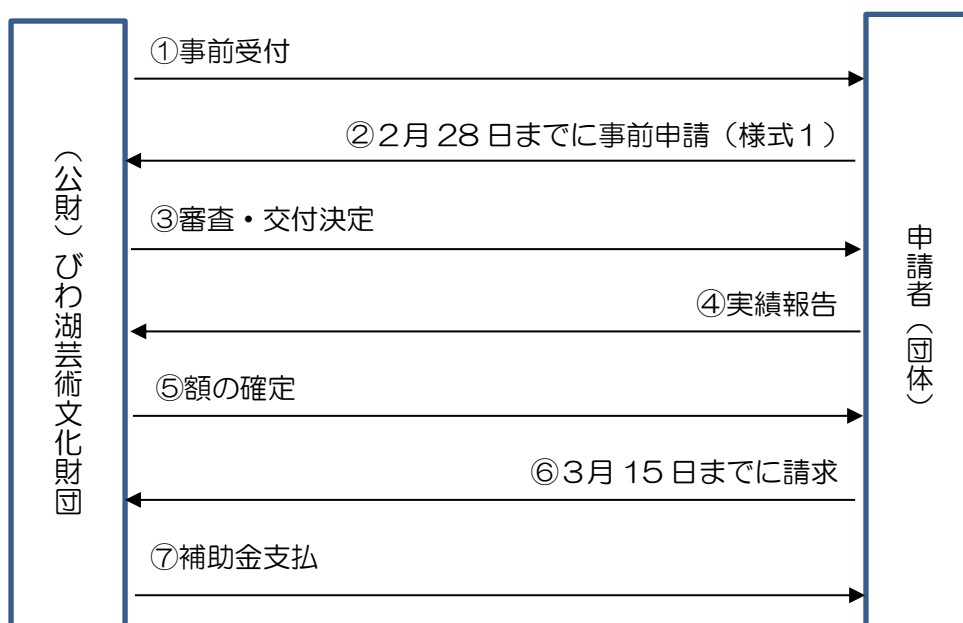
- ・申請者（団体）名
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問内容 等

IV 申請後の手続き

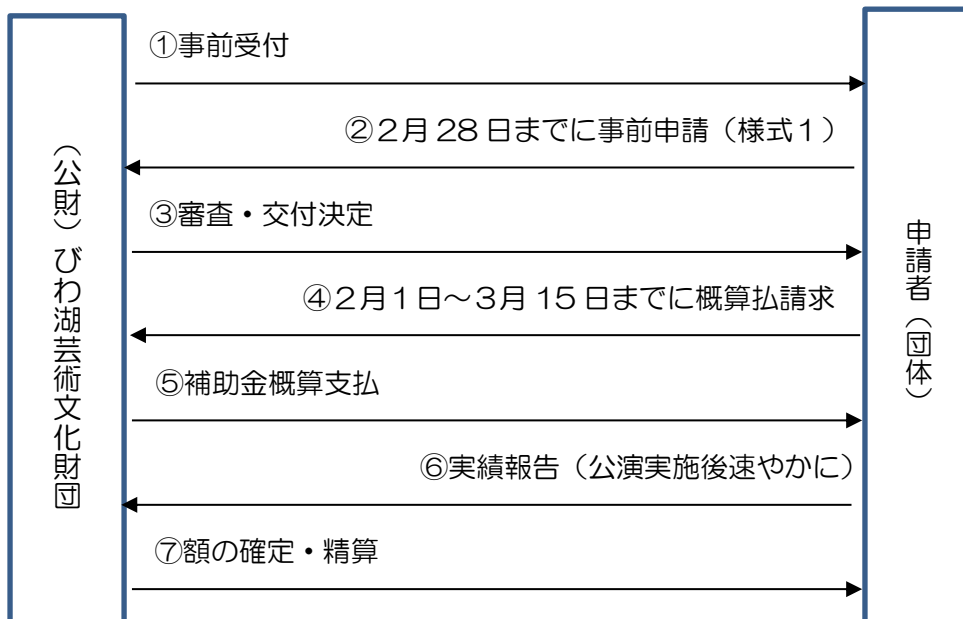
①公演を実施する前に申請する場合

※申請期限前であっても、公演を実施した後に申請する場合は②の事後申請になります。

【令和3年2月28日（日）までに実施する公演（これから公演を実施する場合）】

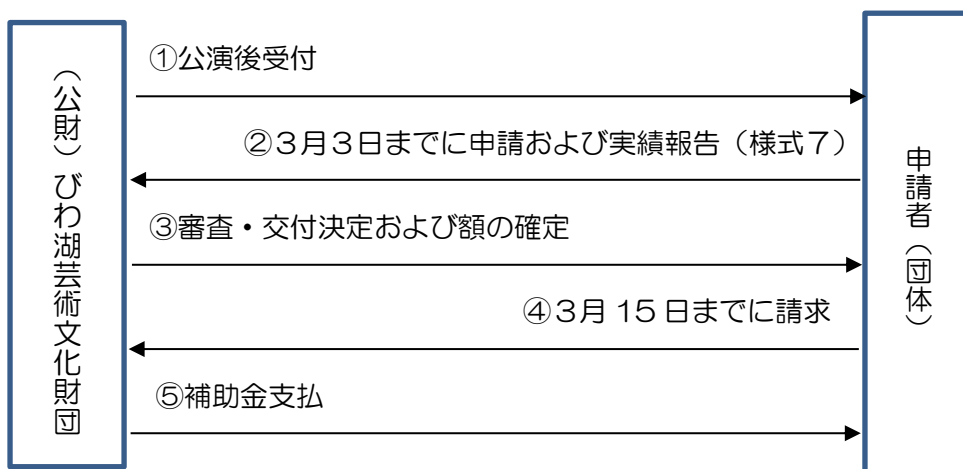


【令和3年3月1日（月）～3月28日（日）までに実施する公演】



②公演を実施した後に申請する場合

※申請期限前であっても、公演を実施する前に申請する場合は①の事前申請になります。



1 審査結果の通知・交付決定

補助金交付申請書(様式1)を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付(支払)決定を行います。

ただし、2月28日までに実施する公演であって、公演実施後に申請(補助金交付申請書兼実績報告書(様式7)による事後申請)した場合は、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めた場合については、交付(支払)決定および額の確定を行います。

なお、審査に向け申請内容について確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

審査結果については、文書により通知します。ただし、審査結果についての問合せには

応じられません。

2 補助事業の変更等

事前申請（公演実施前）により補助金の交付決定を受けている場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、「変更交付申請書」を提出してください。

また、補助事業を中止または廃止しようとするときは、「中止・廃止承認申請書」を提出してください。

これら書類を審査のうえ、必要に応じ、交付決定内容の変更の決定または取り消しを行います。

3 補助事業の実績報告

補助金交付申請書（様式1）による事前申請により交付決定を受けた場合には、公演終了後に、「実績報告書（様式5）」を提出してください。審査のうえ、補助金を交付すべきものと認められた場合については、交付（支払）額の確定を行います。

審査結果については、文書により通知します。

4 補助金の交付（精算）

原則として、補助金の交付（支払）は、交付（支払）額の確定後に行います。「交付（支払）額の確定」の通知または「交付（支払）決定および額の確定」の通知を受けた後に、「補助金交付請求書」（様式9）を提出してください。

また、3月1日（月）～3月28日（日）までの公演については、2月1日（月）～3月15日（月）までに「補助金交付概算払請求書」（様式3）および「概算払計画書」（様式4）を提出してください。なお、概算払いとなるため、公演終了後速やかに実績報告書（様式5）を提出し、額の確定および精算を受ける必要があります。

5 注意事項

(1) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

※ 詳しくは、P.3 申請にあたって（4）をご覧ください。

(2) 事業確認

公益財団法人びわ湖芸術文化財団職員および文化芸術振興課職員等による事業確認を行う場合がありますので、御了承願います。

(3) 軽微な内容の変更について

交付決定後、団体名・住所・連絡先・実施場所・実施施設等の、内容および追行に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合は、速やかに事務局へご連絡ください。

6 その他

(1) 滋賀県補助金等交付規則またはこの申請要項に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。

(2) 問い合わせ先

本事業について不明な点があれば、以下までご連絡ください。

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団

「文化芸術公演支援事業」事務局

TEL : 077-523-7133

E-mail : e-support@biwako-arts.or.jp

営業時間 : 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (火曜日毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日~1月3日を除く)

※ お電話が繋がりにくい際は、メールにてご連絡ください。

対象施設一覧

◎県立施設

番号	所在市町	施設名
1	大津市	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
2		滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
3	米原市	滋賀県立文化産業交流会館

◎市町立施設

番号	所在市町	施設名
4	大津市	大津市民会館
5		大津市伝統芸能会館
6		北部地域文化センター
7		和邇文化センター
8		生涯学習センター
9	彦根市	ひこね市文化プラザ
10		みずほ文化センター
11		高宮地域文化センター
12	長浜市	長浜文化芸術会館
13		浅井文化ホール
14		びわ文化学習センター
15		虎姫文化ホール
16		湖北文化ホール
17		木之本スティックホール
18		余呉文化ホール
19	近江八幡市	近江八幡市文化会館
20		安土文芸の郷公園 文芸セミナーヨ
21	草津市	草津クレアホール
22		草津アマカホール
23	守山市	市民文化会館
24	栗東市	栗東芸術文化会館さくら
25	甲賀市	あいこうか市民ホール
26		碧水ホール
27		あいの土山文化ホール
28		甲南情報交流センター
29	野洲市	野洲文化ホール
30		野洲文化小劇場
31		さざなみホール
32	湖南市	甲西文化ホール
33		石部文化ホール
34	高島市	高島市民会館
35		藤樹の里文化芸術会館
36		ガリバーホール
37	東近江市	東近江市立八日市文化芸術会館
38		東近江市あかね文化ホール
39	米原市	米原市民交流プラザ
40		伊吹薬草の里文化センター
41	日野町	日野町町民会館わたむきホール虹
42	愛荘町	愛荘町立ハーティーセンター奏荘
43	豊郷町	豊郷町文化ホール

◎民間立施設

番号	所在市町	施設名
44	大津市	フィガロホール
45	草津市	ロマンホール